

## 学校に収める経費について

学校に入学後は、学校納付金及び授業料を収めていただきます。

### 1 学校納付金

学校の学年行事にかかる費用や授業で使用する教材費、修学旅行費用等を収めていただきます。

納付金明細（第1年次分）

（円）

費目		期別	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	合計
日本スポーツ振興センター共済掛金			1,930	—	—	—	1,930
諸 費	PTA会費		4,000	—	—	—	4,000
	生徒会費		2,500	—	—	—	2,500
	学年費(内訳下記)		31,270	—	—	—	31,270
	修学旅行積立金		—	40,000	40,000	30,000	110,000
	計		37,770	40,000	40,000	30,000	147,770
合計			39,700	40,000	40,000	30,000	149,700
納付期限			4月20日	7月20日	10月20日	1月20日	

※ 令和6年度学年費の内訳

校外学習費	7,500	スポーツテスト	200
体育祭・文化祭費	4,500	芸術科実習費	4,000
漢字検定料	3,500	クリアファイル	400
人権学習費	1,700	クラス・証明用写真	750
進路試験費	6,160	その他	560
芸術鑑賞費	2,000		
計			31,270

（納入方法）

- 第1期分 第1期分納入通知書(入学式以後に配付)により、最寄りの金融機関窓口で納付してください。(ゆうちょ銀行では納入できません。)
- 第2期分以降 第1期分納入通知書に付いている「預金口座振替納入依頼書」により金融機関に届けていただきますと、口座振替納入(自動引落)ができて便利です。できるだけ口座振替納入をご利用ください。

### 2 授業料

次の就学支援金の対象となる場合を除き、授業料の支払いが必要となります。

授業料の額…………… 月額9,900円（納付は3カ月分29,700円を年4回）

#### ■就学支援金制度について

保護者等の年収が概ね910万円未満の世帯では、手続きをすることで国の「就学支援金」の対象となり、授業料が実質免除となります。

手続き(申請書、所得証明書の提出等)は年2回必要です。4月(令和4年分所得対象)と7月頃(令和5年分所得対象)に申請手続きのお知らせを生徒を通じて配付しますので注意しておいてください。

#### ■奨学のための給付金について

保護者等の教育費を負担軽減する制度として、給付金制度があります。本制度の概要は以下のとおりです。手続き(申請書、所得証明書の提出等)は7月頃に生徒を通じてお知らせしますので注意しておいてください。

対象生徒の区分	支給額
生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒	32,300円
下の区分に該当する兄弟姉妹のいない生徒	114,100円
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯	143,700円
生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が次のa・bのいずれかに該当する場合 a: 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b: 15歳以上23歳未満で、中学校や高校等(全日制・定時制)に在学していない場合(働いていないこと)	

(表は令和5年度の通常申請の場合の支給額)